

個人の事業税について

(不動産貸付業及び駐車場業については、裏面をご覧ください。)

- ▶ この税金は、県内で次の事業を営んでいる方に、前年の事業による所得を基準として課税されます。

第1種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 ※自家労力を主とするものを除きます。
第3種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業、獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業

納める額

1	税率	
	第1種事業	5%
	第2種事業	4%
	第3種事業（下記以外の事業）	5%
	第3種事業のうち、あん摩・マッサージ又は指圧、はり、きゅう 柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業	3%

2 税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{前年の事業所得金額}}$$

$$\left(\boxed{\text{前年の事業所得金額}} - \boxed{\text{譲渡損失繰越控除等}} - \boxed{\text{事業主控除額年290万円}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- ☞ 所得金額は、所得税の確定申告に基づいて計算しており、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じですが、所得税にある青色申告特別控除の適用はありません。
- ☞ 譲渡損失控除の対象となる資産は、直接事業の用に供する資産に限られます。なお、土地、建物、構築物及び商品、原材料等のたな卸資産などは対象となりません。
- ☞ 事業を行った期間が1年に満たない場合の事業主控除額は、次の計算式により算定します。

$$\frac{290 \text{ 万円} \times \text{当該年において事業を行った月数}}{12} \quad (\text{千円未満の端数金額は千円とします。})$$

- ☞ **個人の事業税は、事業所得金額の計算上、必要経費になります。**
事業を廃止した場合は、廃止した年分の所得税の申告の際、個人事業税の見込控除ができます。

納税について

- 1 納税通知書に記載された年税額が、納めるべき税額です。
この税額が1万円を超えときは、原則として8月（第1期分）と11月（第2期分）の2回に分けて納めていただきます。
- 2 なお、事業を廃止した場合や所得税の修正申告をした場合などには、上記によらず、納税通知書に記載する納期限までに納めていただきます。（この場合、税額は一括で納めていただきます。）
- 3 第1期分納税通知書とあわせて第2期分納付書も同封して発送します。各期の納期限までに納付してください。
- 4 今後の納税には、預金口座振替納税制度、地方税お支払サイトを利用した各種キャッシュレス決済やスマートフォン決済アプリを利用した納付が便利です。

※詳しくは、封筒に記載された県税事務所にお問い合わせください。